

環境省への提出分

「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律施行規則の一部を改正する省令案」等に関する意見

氏名 日本生活協同組合連合会 専務理事 品川尚志
住所 東京都渋谷区渋谷 3-29-8
電話 03-5778-8110
FAX 03-5778-8008

生協は容器包装の3R促進のために、レジ袋の有料化による削減や容器包装の店頭回収などを小売業界で最も早い時期からすすめてきました。レジ袋の削減では、300億枚といわれる日本のレジ袋使用量のうちの1%の約3億枚を生協で削減しています。またコープ商品の容器包装の適正化・削減にも努めてきました。こうした取り組みは、生協組合員や消費者のみならず行政のみなさんと一緒に地域のゴミ問題や3R促進として進めてきました。

今回の改訂容器包装リサイクル法に対応した省令案に対して、より一層3Rが促進されるよう、以下の通り意見を申し述べます。

意見内容

1. ポリエチレンテレフタレート製の容器(ペットボトル)に係る区分の見直しは賛成ですが、消費者が迷わないような対策が必要です。

本件については賛成します。あわせて、消費者が分別排出時に迷わないよう、市町村が消費者への案内をしっかりと行なうことが必要です。また、新たに対象となる容器へのわかりやすい表示が徹底されること、注ぎ口やキャップなど「プラスチック」に区分される部分の分離容易性の配慮など、メーカーに対する指導を強める事が必要です。

2. 店頭回収が一層促進されるような廃棄物処理法の対応を望みます。

「基本方針」「3.」の「事業者の取組」で、「店頭回収の促進」が記載されたことを歓迎します。しかし、現状では、小売業者が店頭回収したリサイクル品が一般廃棄物になるか産業廃棄物になるか、また有価物扱いになるかなどを含めて、廃棄物処理法に関する自治体の解釈や対応で、店頭回収の抑制になるようなことも起こります。

そこで、例えば容器包装リサイクル法に対応した店頭回収については、小売業者又はリサイクル回収品に対する廃棄物処理法の柔軟な運用を可能にするなど、店頭回収がより一層促進されるような対応を望みます。

経済産業省への提出分

「小売業に属する事業を行う者（事業者）の判断の基準を定める省令案」に対する意見

氏名 日本生活協同組合連合会 専務理事 品川尚志
住所 東京都渋谷区渋谷 3-29-8
電話 03-5778-8110
FAX 03-5778-8008

生協は容器包装の3R促進のために、レジ袋の有料化による削減や容器包装の店頭回収などを小売業界で最も早い時期からすすめてきました。レジ袋の削減では、300億枚といわれる日本のレジ袋使用量のうちの1%の約3億枚を生協で削減しています。またコープ商品の容器包装の適正化・削減にも努めてきました。こうした取り組みは、生協組合員や消費者のみなさんや行政のみなさんと一緒に地域のゴミ問題や3R促進として進めてきました。

今回の改正容器包装リサイクル法に対応した省令案に対して、今回の法改正の内容が事業者
に徹底され、より一層3Rが促進されるよう、以下の通り意見を申し述べます。

意見内容

1. 「判断の基準」や「定期報告」で小売業として算定する容器包装の範囲について、店舗段階（または消費者への販売段階）で付加された容器包装を対象にしていることを明確にすることが必要です。

小売業として算定する容器包装として、店舗段階で付加するレジ袋や包装紙やトレイなどは明確です。一方で、例えば食品の委託生産品や直営の加工生産工場で付加した容器包装は、容器包装リサイクル協会への再商品化委託料の契約・支払いが「利用容器」で「食料品」の区分けになっているように、製造者としての位置付けです。そこで小売業者が間違いなく改正容器包装リサイクル法への対応ができるよう、「判断の基準」や「定期報告」で小売業として算定する容器包装の範囲について、店舗段階（または消費者への販売段階）で付加された容器包装であることを明確にすることが必要です。

**2. 容器包装使用の合理化を全ての小売業者が取り組むように、取り組みを担保する方策が必要
です。**

容器包装の使用の合理化に関して、容器包装多量利用事業者となった小売業者は実施した取り組みを国に報告することや罰則までありますが、それ以外の小売業者については取り組みの実施を担保する方策が何も示されていません。

このままでは容器包装多量利用事業者以外の小売業者は、実質的に何も実施しなくても済んでしまうことが危惧され、社会全体で容器包装の使用合理化を進める上ではマイナスの影響を生むとともに、事業者間の公平性も欠くこととなります。そのため、容器包装使用の合理化を全ての小売業者が取り組むように、取り組みを担保するもしくは推進する方策が必要です。

3. 「容器包装廃棄物の排出の抑制を『相当程度促進』する」との「相当程度」とはどの程度かを明確にすることが必要です。

「相当程度」とはどの程度かを明確にしないと、事業者によって「相当程度」の解釈が違ってしまいます。同じ法律に基づいて対応しているとはいっても、甘い自己解釈が許されるのでは事業者間の公平性が確保できませんし、容器包装の排出抑制の効果を上げることができません。

例えばレジ袋の使用削減については9割以上削減している小売業者から、全く何もしていない小売業者まで非常に大きな差があります。そうした中で、削減対策を全くしていない、またはほとんどしていない小売業者に対しては、どの水準までの対策をとれば良いかを明確に示すことで、急速に対策が促進されることが期待できます。

4. 容器包装の使用合理化がしにくい場合、代替措置としての店頭回収を位置付けることを望みます。

容器包装の中には現在の販売や流通の仕組みや技術では、使用の合理化をしにくいものもあります。その場合には、容器包装の店頭回収を行うことで環境負荷の低減に寄与することができることから、判断の基準に使用合理化の代替措置としての店頭回収を位置付けることが必要です。当然、その場合には「相当程度」に対応する回収目標数値を達成することが必要と考えます。

「排出抑制促進措置に係る定期報告に関して定めるべき事項を定める省令案」に対する意見

意見内容

1. 報告事項に「容器包装を回収した量」を加えることを望みます。

今回の改正による基本方針の案では「店頭回収の促進」が記載されました。また容器包装の中には現在の仕組みや技術では使用の合理化をしにくいものもあります。そうした点から、定期報告の事項に「容器包装を回収した量」や「回収量の推移」を記載し、評価することで、店頭回収が促進され、環境負荷削減に役立てることができるようになります。

2. 報告対象の容器包装として段ボール製容器包装は対象外にすべきと考えます。

定期報告の対象に段ボール製容器包装も想定されていますが、再商品化委託料の対象になっていないため集計の仕組みがなく、小売業では正確に集計することは不可能です。

食品スーパー等での段ボール箱の使用としては、お客様が購入した商品の持ち帰り用に用意している段ボール箱を指しているのかと思われそうですが、大きさや重量がバラバラで、お客様が自由に持ち帰る段ボール箱の量を集計するには、手作業で1箱ずつ数える事になり、現実的には不可能です。また、この場合、使用している段ボール箱は、商品の物流上で使用した段ボール箱の再利用であり資源の有効利用と考えられます。そうした点からも、段ボール製容器包装は報告の対象外とすべきと考えます。